# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、子ども・子育てに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

岡山県早島町長

### 公表日

令和5年6月28日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育 て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	児軍福祉法及ひ子とも・子育て支援法、その他の児軍福祉に関する法令規則に基づさ、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。 児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。 ・支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務・施設等利用給付認定に関する事務・施設等利用給付認定に関する事務・保育所等の利用申込申請の受付及び利用調整、決定に関する事務・保育所等の入退所管理に関する事務・保育所等の入退所管理に関する事務・世帯状況や世帯員の税額等から利用者負担金の算出、決定、徴収に関する事務・給付費の決定、支給に関する事務 なお、保育所の入所に関する申請については、窓口・郵送での書類の受付のほか、サービス検索・電子申請機能及び申請データの取り込み等を行う「申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。
③システムの名称	子ども・子育てシステム、宛名統合管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル	名
子ども・子育て情報ファイル	

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第一の94の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第68条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116の項
金/本 市 土 ツ/以及	平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条の2の2

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

早島町総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611 請求先

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

早島町総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611 連絡先

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年6月28日 時点			
2. 取扱者勢	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	15年6月28日 時点			
3. 重大事	故					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類 アンファイン		
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	)取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・3	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	新規作成			事後	対象者が1000人以上となった
令和3年8月6日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の行政手 続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関 する法律の改正
令和3年8月6日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月14日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年8月6日	Ⅱ-1 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月14日 時点	令和3年8月6日 時点	事前	令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正
令和3年10月15日	Ⅰ-1 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付又は地域子ど も・子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育て のための施設型利用給付の支給又は地域子ど も・子育て支援事業の実施に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月15日	Ⅰ-1 ②事務の概要	・子ども・子育で支援法や児童福祉法、学校教育法など関連法に基づき、保育所(園)に入所・入園する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給情報管理等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査、教育・保育給付認定、契約情報の確認・管理 ②利用調整 ③利用書負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④保育料収納情報の管理 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	・子ども・子育て支援法や児童福祉法、学校教育法など関連法に基づき、保育所(園)に入所・人園する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給情報管理等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査、教育・保育給付認定、契約情報の確定・管理②利用調整 ③利用調整 ③利用書負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④保育料収納情報の管理 ⑤施設型利用費の決定、支給 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を監型利用費の決定、支給 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	事前	
令和3年10月15日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供」なし 【情報照会】116の項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供」なし 【情報照会】59条の2の2	事前	
令和3年10月15日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和3年10月15日 時点	事前	
令和3年10月15日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月6日 時点	令和3年10月15日 時点	事前	
令和5年6月28日	Ⅰ-1 ①事務の名称	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設型利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子どものための教育・保育給付若しくは子育て のための施設等利用給付の支給又は地域子ど も・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和5年6月28日	I-1 ③システムの名称	子ども・子育てシステム、宛名統合管理システム、中間サーバー	子ども・子育てシステム、宛名統合管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム	事後	サービス検索・電子申請機能 を利用したオンライン手続きを 開始することに伴う変更
令和5年6月28日	Ⅰ-1 ②事務の概要	・子ども・子育て支援法や児童福祉法、学校教育法など関連法に基づき、保育所(園)に入所・人園する教育・保育給付認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給情報管理等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①認定申請・審査、教育・保育給付認定、契約情報の確認管理 ②利用調整 ③利用書負担区分、負担額の算定に必要な情報の照登 ④保育料収納情報の管理 ⑤施設型利用費の決定、支給 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他の児童福祉に関する法令規則に基づき、教育・保育施設等の利用に係る以下の事務を行う。児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る以下の事務を行う。・支給認定申請の受付及び保育の必要性・必要量の決定に関する事務・・施設等利用給付認定に関する事務・・施設等利用給付認定に関する事務・・・保育所等の入用に関する事務・・保育所等の入時に関する事務・・場で、投票、管理に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・給付費の決定、支給に関する事務・・おけずの実が、対して、大使素・電子申請機能及び申請データの取り込み等を行うで申請管理システム」を利用したオンラインでの受付も実施する。	事後	サービス検索・電子申請機能 を利用したオンライン手続きを 開始することに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月28日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年6月28日 時点		サービス検索・電子申請機能 を利用したオンライン手続きを 開始することに伴う変更
令和5年6月28日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月15日 時点	令和5年6月28日 時点	事後	サービス検索・電子申請機能 を利用したオンライン手続きを 開始することに伴う変更